

令和7年度 北大谷・富田霊園公募のごあんない

○ 募集区画数 100区画（すべて返還区画）

○ 区画の種類 【北大谷霊園】

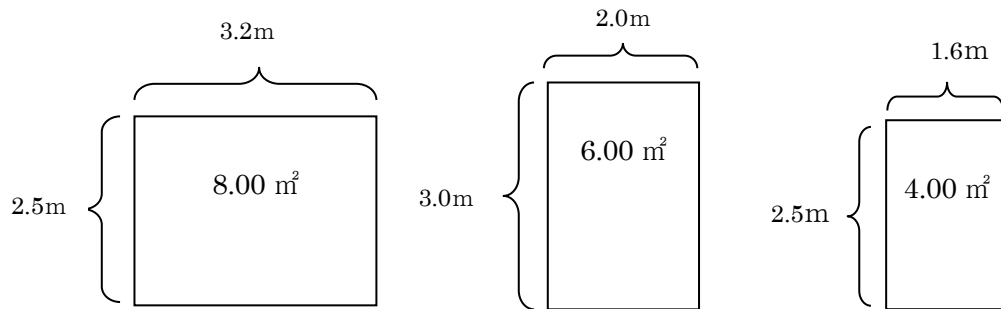
8.00㎡（第A区） 17区画 3.2m×2.5m

6.00㎡（第B区） 9区画 2.0m×3.0m

4.00㎡（第C区） 41区画 1.6m×2.5m

※1 区画のサイズはどれも境界ブロックの中心で計測したおよその値であり、誤差があります。明記されているサイズを保証するものではありません。

※2 縁石等の築造は境界ブロック内側より後ろ20cm、横15cmずつ控えていただく必要があります。



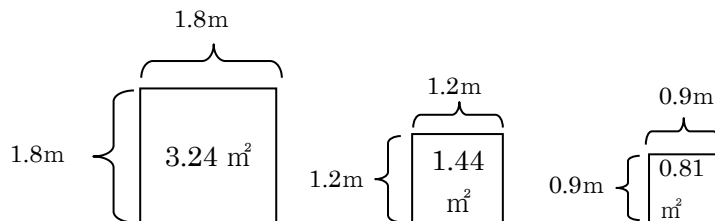
【富田霊園】

3.24㎡（旧特等地・旧1等地） 9区画 1.8m×1.8m

1.44㎡（旧2等地） 8区画 1.2m×1.2m

0.81㎡（旧3等地） 6区画 0.9m×0.9m

3.24㎡（新1～4等地） 10区画 1.8m×1.8m



- 墓地使用料 【北大谷霊園】
- | | | |
|---------|-----------------------------|-------------------|
| (永代使用料) | 8. 0 0 m ² (第A区) | 1, 1 2 0, 0 0 0 円 |
| | 6. 0 0 m ² (第B区) | 8 4 0, 0 0 0 円 |
| | 4. 0 0 m ² (第C区) | 5 6 0, 0 0 0 円 |
- 【富田霊園】
- | | | |
|--|-----------------------------------|----------------|
| | 3. 2 4 m ² (旧特等地・旧1等地) | 4 2 1, 2 0 0 円 |
| | 1. 4 4 m ² (旧2等地) | 1 8 7, 2 0 0 円 |
| | 0. 8 1 m ² (旧3等地) | 1 0 5, 3 0 0 円 |
| | 3. 2 4 m ² (新1～4等地) | 4 2 1, 2 0 0 円 |
- 墓地管理料 【北大谷霊園のみ】
- 1 8, 9 0 0 円 (全区画)
- 応募資格
- 現在、市営霊園に墓地を持っていないか、市営霊園に墓地を持っているが、墓地を移転したい世帯の人で、令和7年8月27日以前から本市に住民登録がある人
- 申込方法 【受付期間】
- 令和7年11月27日(木)～12月5日(金)※(土・日は除く)
午前8時30分～午後5時15分まで
- 【場所】
- 四日市市役所 生活環境課窓口 (市役所5階)
- 【必要なもの】
- ・世帯全員の住民票
 - ・印鑑
- ※直接窓口へお越しください。郵送等のお申し込みは受付できません。
- 抽選会
- 霊園毎に選択順位を決める抽選を行い、順位が高い方から希望の区画を選択していただきます。
- 【日時・場所】
- 令和7年12月15日(月) 午前10時
四日市市総合会館(市役所西側) 7階 第一研修室
- ・募集区画数よりも応募人数が多い場合は、辞退が出た場合の補欠者抽選も同時に行います。(各霊園5名まで)
 - ・当選者及び補欠者には後日通知書等を送付します。
 - ・当日会場にお越しいただけない方が当選された場合は、電話で当選結果を連絡いたします。
- その他
- ①お申し込みは1世帯1区画に限ります。
 - ②お申し込み後、申請者の世帯が既に市営霊園使用者であることが判明し、当選時に返還の意志が確認できない場合、そのお申し込みは無効になります。

- ③ 1 区画に設置できる墓碑等は 1 基となります。ただし、北大谷霊園 A 区画については制限なし、B 区画については 2 基以内とします。
- ④ 墓地使用者の名義は申請者の名義となります。
- ⑤ 墓地使用許可は令和 8 年 2 月下旬を予定しております。
- ⑥ 使用許可後、2 年以内に墓碑（木標含む）を建立していただきます。

お問い合わせ先 四日市市役所 5 階 生活環境課 管理係（Tel059-354-8186）